

木更津市市民活動支援センター指定管理者候補者選定評価結果表

	審査(評価)基準	配点	三幸株式会社	団体A	団体B	団体C	団体D	団体E
1 事業計画に基づく管理により、公の施設における利用者の平等な利用の確保に配慮されたものであること(指定手続等に関する条例第4条第1項第1号)	(1) 管理運営の理念、姿勢について ・申請団体の経営理念は、利用の平等性の観点から適切か ・施設の設置目的と提案された運営方針が合致しているか	70点(10点×7人)	54	38	49	49	38	44
	(2) 利用者の平等な利用の確保について	70点(10点×7人)	49	35	41	46	38	44
	小計	140点(20点×7人)	103	73	90	95	76	88
2 事業計画書の内容が施設の効用を最大限に発揮するものであること(指定手続等に関する条例第4条第1項第1号)	(1) 施設の設置目的との適合性について	28点(4点×7人)	21	16	21	20	14	17
	(2) 利用者に対するサービスの向上について	35点(5点×7人)	24	21	22	27	21	23
	(3) 利用促進、利用者増への取組みについて	28点(4点×7人)	22	17	18	22	15	19
	(4) その他新規、魅力的な提案の有無について	28点(4点×7人)	19	15	17	19	13	17
	(5) 施設の効率的運営、効率化への取組みについて	35点(5点×7人)	26	22	21	24	24	23
	(6) 施設管理の安全性への配慮について 災害時及び施設のトラブル等に対する防止策及び対応策	28点(4点×7人)	18	15	13	18	15	15
	(7) 事業計画の実現可能性について	28点(4点×7人)	21	15	17	21	16	18
小計	210点(30点×7人)	151	121	129	151	118	132	
3 申請団体が公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の能力を有しており、又は確保できる見込みがあること(指定手続等に関する条例第4条第1項第2号)	(1) 施設管理への意欲、熱意について	35点(5点×7人)	30	26	27	30	26	28
	(2) 類似施設等の管理運営実績等について	35点(5点×7人)	29	15	17	29	16	24
	(3) 安定的な運営が可能となる人的能力(管理運営方式)について	35点(5点×7人)	29	19	20	29	19	23
	(4) 団体の安定性、継続性について	70点(10点×7人)	57	41	32	57	41	48
	(5) 団体の運営の透明性、公正性について	35点(5点×7人)	26	27	22	26	24	27
	(6) 収入、支出の積算と管理計画の整合性について	35点(5点×7人)	26	25	21	25	24	24
	(7) 収支計画の実現可能性について	35点(5点×7人)	27	23	22	27	22	24
小計	280点(40点×7人)	224	176	161	223	172	198	
4 その他別に定める基準(指定手続等に関する条例第4条第1項第3号)	(1) 社会的弱者への配慮について	70点(10点×7人)	49	38	41	47	38	52
	(2) 市民活動を総合的に推進し、かつ活発化するための自主事業の取り組みについて	70点(10点×7人)	49	38	49	44	29	38
	(3) 市民活動に関する相談業務を円滑かつ有効的に遂行できる人材について	70点(10点×7人)	47	35	49	44	35	41
	(4) 市民活動を担う人材育成の推進について	70点(10点×7人)	43	41	47	41	35	35
	(5) 市民活動団体相互の間又は市民活動団体と関係機関との間の交流等の連携及び促進について	70点(10点×7人)	40	44	46	35	41	44
小計	350点(50点×7人)	228	196	232	211	178	210	
加減点		0点(0点×7人)	-	-	-	-	-	-
合計点数		980点(140点×7人)	706	566	612	680	544	628

採点基準【c】「平均的である。」の配点の合計に委員数を乗じた数 518点